

《別紙》

3級リテールマーケティング(販売士)試験科目免除について

筆記試験(全5科目)の全科目を受験しないと失格になります。ただし、次のいずれかに該当する者は、『販売・経営管理科目』、『マーケティング科目』のいずれかが免除されます。なお、受験を希望する者は、当該免除科目を受験しても差し支えありませんが、この場合、当該科目の免除規定は、適用されません。

(1) 販売・経営管理科目が免除される者

- ア 前々回の検定試験実施後に3級販売士養成講習会を修了し、販売・経営管理科目の予備試験に合格した者
- イ 前々回の検定試験実施後に中央機関の指定した次の3級販売士養成通信教育講座(スクーリングを含む)のいずれかを修了した者
- ・3級販売士養成講座(一般社団法人 日本販売士協会)
 - ・販売士検定講座3級コース(一般社団法人 公開経営指導協会)
 - ・販売士検定3級通信教育コース(学校法人 産業能率大学)
 - ・販売士検定3級コース(一般社団法人 日本経営協会)
- ウ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目のほか、「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」のうち1科目(合計3科目)に合格した者

(2) マーケティング科目が免除される者

- ア 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目に合格した者
- イ 公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の「ビジネス基礎」及び「マーケティング」の2科目のほか、「経済活動と法」「ビジネス経済A」「ビジネス経済B」のうち1科目(合計3科目)に合格した者

証明書

- ・3級販売士養成講習会修了証明書(免除科目が明記されているもの)
- ・3級販売士養成通信教育講座修了証明書(日商指定の通信教育機関から発行され、免除科目が明記されているもの)
- ・公益財団法人全国商業高等学校協会主催による商業経済検定試験の合格証書または合格証明書(原本または写し、販売士検定試験の免除科目と対応する合格科目が明記されているもの)